

# 平成18年度八重瀬町こいのぼりの集いについてのお知らせ並びにお願い！

次のとおり、平成18年度八重瀬町こいのぼりの集いを開催します！

※こいのぼりの集いへの参加は自由です！

## 目的

- ・端午の節句を前にして、八重瀬町の未来を担うこども達の健やかなる成長を祈念し、祝う。

**掲揚箇所**  
具志頭城址（慰靈碑）・八重瀬公園入口（慰靈碑）・役場構内等公共施設・東風平運動公園体育館遊具周辺に鯉のぼりを掲揚する。

## 掲揚期間

平成18年4月28日（金）～5月7日（月）

## ※こいのぼり提供のお願い

- ・具志頭海岸域・八重瀬公園等、観光資源としての活用を認識する。
- ・戦後61年、風化しつつある過去の歴史を顧みることにより、平和の心を育む。
- ・子ども達並びに参加者の交流をとおして、八重瀬町民の融和を促す。

上記を目的に、こいのぼりを掲揚しますが、できるだけ多くのこいのぼりが必要になります。つきましては目的をご理解いただき、ご家庭で不用になつたこいのぼりがありましたら、ご提供賜りますよう町民の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

- ・八重瀬町（主管課：企画財政課）
- ・具志頭村商工会青年部
- ・東風平町商工会青年部

## 後援

- ・具志頭村商工会 東風平町商工会

**○提供受付期間**  
平成18年4月17日（月）～4月27日（木）

## ○受付場所

企画財政課（本庁舎2階）

## ○提供の方法

こいのぼりを無償譲渡していただき、八重瀬町所有物とさせていただく。

## 問い合わせ

八重瀬町役場 企画財政課

TEL 998-26668

飛び立て八重瀬の宝、  
希望を抱き大空へ



## 行政相談 週間始まる 5/22 → 5/28

「行政相談制度」は、役所の仕事に関する苦情や要望等をお受けして、その解決を促進するとともに、皆さんのが行政に役立てるものです。総務省では、このことを広く国民の皆様に利用していただくため、毎年5月に行政相談週間を実施しており、今年は5月22日（月）～28日（日）までを春季行政相談強調週間と定めています。

### ★このような場合にご相談を

国の役所の仕事や独立行政法人・特殊法人の仕事の他、県や市町村が国から委託されたり、国の補助を受けて行っている仕事について、次のようなことはありませんか。

- ・説明に納得できない
- ・どこに相談したらいいのか分からない
- ・このようにしてほしい
- ・処理が遅い
- ・直接は苦情を申し出にくい

★相談は次のような方法で受け付けています。  
八重瀬町役場では、野原実（のはらみのる）さん（写真左から2人目）と屋宣行（やぎのりゆき）さん（写真右から2人目）が総務大臣から行政相談委員に委嘱された人の相談相手となっています。また、沖縄行政評価事務所でも、次のとおり電話等で相談を常時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

### 【連絡先】

●行政苦情 110番 : 098-867-1100  
(17時～翌8時30分までは留守番電話)

●相談受付FAX : 098-866-0158  
平成18年4月1日

## 《日程》

	日	時間	場所
4 月	8日(土)	1日目	9:00~15:20 大頓、具志頭、玻名城、港川、長毛
	9日(日)	2日目	9:00~15:50 仲座、与座、安里、後原、新城、(予備／具志頭改善センター)
	15日(土)	3日目	9:00~16:30 白川ハイツ、友寄第一団地、友寄東ハイツ、友寄、屋宜原、屋宜原団地、上田原、伊霸
	16日(日)	4日目	9:00~16:30 高良、世名城、当銘、小城、志多伯、宜次、外間、大倉ハイツ
	22日(土)	最終日	9:00~15:00 富盛、東風平、(予備／町保健センター)

環境保健課からのお知らせ

平成18年度「犬の登録」と  
「狂犬病予防注射」の実施について

4月8日(土)~4月22日(日)までの5日間、各字公民館・自治会集会所にて

犬の登録と狂犬病予防接種が実施されます。室内犬、室外犬、番犬など関係なく町内にいる全ての飼い犬が対象です。(既に登録されている犬については個人通知済みです)

**午前**  
 活動時間 10時~18時  
 (17時45分までにおもかえにきてね!)

《ひよこクラブ》

幼児とお母さんが対象です

毎週火木曜 10時30分~12時30分

《カントリークラブ》

毎週金曜 10時30分~12時30分

第1・3金曜はペーパークラフト(かご作り)

第2・4金曜はパッチワーカー

※人数に制限があります

**午後**  
 自由来館です。学校帰りの子ども達が遊びに来ます!遊びに来てね!!  
 毎週月曜日 習字クラブ 15時~18時  
 毎週金曜日 チャレンジデー 16時~18時(ゲームをして遊びます)  
 ☆楽しい行事もいっぱいあります!

※お願い

児童館を利用される方は、児童館利用者登録届の提出をお願いします。(災害・事故等などの緊急連絡時の為に必要です。用紙は児童館に準備しています)

## 水難事故防止運動実施中

糸満警察署

八重瀬町のみなさん、水難事故をなくしましょ。

昨年の糸満署管内水難事故の発生状況は、糸満市潮崎の海岸で50代の女性が、名城の海岸でカイトボーディング中の事故で20代の男性が亡くなりました。今年の1月20日、双子橋近くの川に小学生が転落し溺れて亡くなりました。

- (1)飲酒や悪天候時の游泳禁止
- (2)シユノーケリング安全マニュアルの遵守
- (3)海域レジャー提供業者の事故防止
- (4)ライフジャケットの着用
- (5)キレイな海 ゆだんしてると こわい海

○キレイな海 ゆだんしてると こわい海

○浮き袋 命を守る 命づな

1 運動期間  
平成18年4月26日(水)~8月31日(水)

2 年間スローガン  
「美ら海 セイフティー おきなわ 2006」

3 年間重点事項  
(1)子ども及び高齢者の水難事故防止

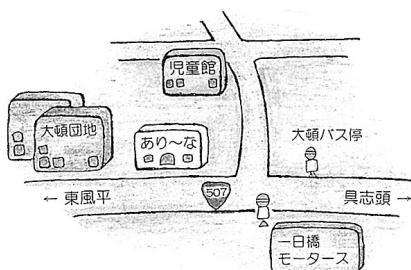
兼城小学校6年 新地亜里砂  
兼城小学校6年 中野源太

## 具志頭児童館を紹介します!



具志頭児童館  
八重瀬町字大頓1313番地

TEL 998-8034



国保年金課からのお知らせ

## 国民年金保険料納付を先延ばしでれます。

### 学生の学生納付特例制度

方は

学生は一般に所得が少ないとから、本人の所得が基準以下の場合に、保険料のお支払期限を通常2年以内のところ10年以内に納付すればよいことになる制度です。

### メリット1 年金を受けとるために必要な資格期間に含まれます。

承認を受けた期間は、将来年金を受けるために必要な期間に算入されることになります。ただし、保険料を後から納めなかつた場合には、将来受けとる年金額には反映されません。

### 手続きはどのようにしてとるのですか？

#### 学生納付特例申請の時期

◇17年度学生納付特例が承認されている方

↓ 4月に申請

◇学生期間中に20歳になつた方

↓ 20歳になつた時から

## 《障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給について》

平成18年4月より障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給が可能になります。

### どのような制度なのか？

これまで障害基礎年金の受給者は、老齢または死亡を支給事由とする厚生年金給付との併給はできないことになつてきましたが、平成18年4月から受給権者からの申し出により障害基礎年金老齢又は死亡を支給事由とする厚生年金給付との併給が可能となります。

平成18年4月1日より申出可能となります。

### いつから申出が可能か？

#### 改正前に受給権が発生している場合は？

65歳以上であれば平成18年4月1日以降適用されます。老齢厚生年金の受給を開始した後に障害基礎年金の受給権が発生した場合も、65歳到達時より併給は可能です。

### 対象となる方は？

障害基礎年金と、老齢又は死亡を支給事由とする厚生年金給付の受給権を有しております。65歳以上の方が対象となります。

## 無料法律相談開催のお知らせ

### 必要な書類

国民年金手帳、学生証、認印

### メリット2 万一の時、障害・遺族年金で対応します。

承認を受けた期間中に不慮の事態（障害・死亡）が発生した場合、一定の条件を満たしていれば障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。

### 申請の場所

八重瀬町役場 国保年金課  
※東風平戸舎住民窓口においても受け付けています。

**問い合わせ**  
那覇社会保険事務所 ☎ 855-1122  
国保年金課 ☎ 998-2210

### 相談担当者

裁判所職員、検察庁職員、法務局職員、弁護士

○申請の手続きが遅れますと、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。お早めの手続きをお勧めします。

【日時】平成18年5月12日（金）  
午前10時～午後5時まで（受付は午後4時まで。件数によつては、早期に終了する場合もあります。）

【場所】美栄橋郵便局ギャラリー  
(パレットくもじ2階)  
【相談の種類】法律相談、事件相談、人権相談、登記関係相談、訴訟手続等相談、調停相談

○詳しくは、那覇社会保険事務所または八重瀬町役場国保年金課までお問い合わせください。

※裁判員制度については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.sailarin.courts.go.jp/>)でご紹介していますので、是非ご覧下さい。

# 固定資産税についての ご質問にお答えします

## 固定資産税Q&A

**Q 地価の下落により土地の評価が下がっているのに、土地の固定資産税が上がるのはなぜですか？**

**A**

平成5年度までは、全国における土地の固定資産評価の統一性がなく、平成6年度の評価替え（税制改正）により、地価公示価格の7割程度を設定するという土地評価の統一性が図られました。八重瀬町においても低く抑えられていた評価額が、平成6年度から大幅に上がることになりました。しかし、上がった評価額をもとに課税すると大幅な増税となり、納税者の大きな負担となるため、税額の基礎となる課税標準額（課税標準額×税率1.4%が税額）を緩やかに上がる調整を行つていきました。

しかし平成18年度税制改正において、全国各地の税負担の不均衡を整していた課税標準額が、今年度からやや大幅な調整額となつております。

依然として課税標準額が評価額（地価公示価格の7割）をまだ下回る本町では、地価が下落しても、税額であつても以前から据え置かれ

額は毎年増えることになります。八重瀬町は課税標準額が固定資産評価の約4割程度であるために、今後もこの傾向が続きますので町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

**Q 建物は古くなるのに、評価（税額）が安くならないのはなぜですか？**

**A**

家屋の評価については、3年に一度の評価替えの際に、評価の対象となる家屋と同一の家屋を評価替えの年の時点において、同じ場所に新築するとした場合に必要とされる建築費（再建築費価格）に同家の建築後の経過年数によって生ずる損耗の状況による原価率等をあらわした経年減点補正率を乗じて求められます。

その評価が現在の評価を超える場合は、現在の評価を据え置き、下回る場合は評価額を下げるこどとされています。近年、建築資材価格等が下落傾向にありますが、建築年次が古い家屋については、過去に建築費の上昇が続く中でも評価額を据え置いたこともありますが、建築年次が確認下さい。なお家屋の全部または一部を取り壊した場合は、税務課までご一報頂ければ幸いです。

**Q 私は、平成14年9月に住宅を新築しましたが、平成18年度分から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか？**

**A**

新築の住宅に対しては、3年間に限り、税額が2分の1に減額されますが、床面積が50m<sup>2</sup>以上120m<sup>2</sup>までは全面積が減額対象ですが、120m<sup>2</sup>を超える家屋は120m<sup>2</sup>分に相当する部分が減額対象です。

3階建以上の中高層耐火住宅等については、一定の要件にあたるとときは5年間に限り、税額が2分の1に減額されます。

あなたの場合は、3年間の減額適用期間が終了したことにより、本来の税額になつたためです。

## 家屋の滅失について

税務課では、滅失家屋を把握するため、年間を通して現場調査を行つていますが、まれに滅失に気がつかない場合があります。滅失した家屋（全部又は一部）が課税されていないか納税通知書（家屋明細書）であります。

町内に住む20歳以上の方（税務・選挙関係者、犯罪歴のある方を除く）で責任と自覚をもつて仕事のできる方を募集しています。

**登録統計調査員**



毎年、総務省や経済産業省、農林水産省など国が行う統計調査が市町村をとおして実施されています。

八重瀬町役場で募集する統計調査員は町内にある事業所・企業や各世帯に対する調査を行います。1つの調査の期間は約1～2ヶ月間程度で、調査員は一般住民の方から応募しております。調査員任命期間中は非常勤の国家公務員であり、個人情報の保護が義務づけられます。

調査員の仕事は主に調査票の配布と回収です。毎年、総務省や経済産業省、農林水産省など国が行う統計調査が市町村をとおして実施されています。

興味のある方は左記までご連絡下さい。名前と連絡先などを登録し、統計調査のある時に役場からご連絡します。（各々の統計により調査員報酬は異なります）

## 問い合わせ・申込み先

八重瀬町役場 本庁舎2階 企画財政課（統計担当） 神里または多和田まで

☎ 098-998-2668

《お気軽に問い合わせ下さい》

税務課 固定資産税係 ☎ 998-95593